

# 福井県報

号外第84号  
令和5年  
9月1日(金)  
火曜日発行

## 告示

### 目次

- 内水面に係る共同漁業権および区画漁業権の設定について(三五七・水産課)……………一  
○内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の認可について(三五八・同)……………二  
○海面に係る共同漁業権、定置漁業権および区画漁業権の設定について(三五九・同)……………十三

## 告示

### 福井県告示第357号

漁業法(昭和24年法律第267号)第69条第1項の規定により、令和5年9月1日付けをもって次のとおり漁業の免許をしたので公示する。

令和5年9月1日

福井県知事 杉本 達治

1 内水面漁場計画の公表の際の公示番号、免許番号、漁業権者の住所および氏名、条件別表のとおり

2 免許の内容

令和5年5月30日福井県告示第261号にて公示した福井県内水面漁場計画のとおり

3 存続期間

(1) 内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第15号、内共第16号、内共第18号、内共第20号および内共第21号

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(2) 内区第1号および内区第11号

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

公示番号 免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称	条件
内共第1号	吉田郡永平寺町葵一丁目101番地	九頭竜川中部漁業協同組合	港湾区域においては、港湾管理者または港長が漁具の敷設または漁業の操業について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。
	勝山市鹿谷町登坂1字河原1番13	勝山市漁業協同組合	
	大野市明倫町3番37号	大野市漁業協同組合	なし
内共第2号	大野市川合第21号34番地	奥越漁業協同組合	なし
内共第3号	越前市松森町第33号5番地の4	日野川漁業協同組合	なし
内共第5号	福井市市波町第25号11番地の1	足羽川漁業協同組合	なし
内共第6号	坂井市丸岡町山竹田第119号3番地	竹田川漁業協同組合	なし
内共第7号	南条郡南越前町赤萩第31号4番地	河野川漁業協同組合	なし
内共第8号	敦賀市道口7-32-1	敦賀河川漁業共同組合	なし
内共第10号	三方郡美浜町河原市第53号11番地の25	耳河川漁業協同組合	なし
内共第11号	小浜市深谷第10号1番地の3	若狭河川漁業協同組合	なし
内共第12号	小浜市深谷第10号1番地の3	若狭河川漁業協同組合	なし
内共第13号	小浜市深谷第10号1番地の3	若狭河川漁業協同組合	なし
内共第15号	大飯郡おおい町本郷第119号4番地の5	佐分利川漁業協同組合	なし
内共第16号	あわら市北潟第17号8番地	北潟漁業協同組合	なし
内共第17号	あわら市北潟第17号8番地	北潟漁業協同組合	なし
	石川県金沢市北安江三丁目1番38号	石川県漁業協同組合	
内共第18号	三方郡美浜町久々子第8号10番地の1	南西郷漁業協同組合	なし
	三方郡美浜町日向第2号55番地	美浜町漁業協同組合	
内共第20号	三方上中郡若狭町海山48号12番地	海山漁業協同組合	なし
内共第21号	三方上中郡若狭町鳥浜第55号15番地	鳥浜漁業協同組合	なし
内区第1号	三方上中郡若狭町鳥浜第55号15番地	鳥浜漁業協同組合	なし
内区第11号	三方上中郡若狭町鳥浜第55号15番地	鳥浜漁業協同組合	なし

## 福井県告示第358号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、令和5年9月1日付けをもって次のとおり第五種共同漁業権の遡漁規則を認可したので公示する。

令和5年9月1日

福井県知事 杉本 達治

1 漁業権者の名称および住所

九頭竜川中部漁業協同組合

吉田郡永平寺町葵一丁目101番地

2 漁業権の免許番号

内共第1号

3 遊漁についての制限の範囲

- (1) この組合の区域内においては、規定によるあゆについての公表の日から60日間は竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
- (2) 下記表①の第1欄の魚種を除き、あゆの遊漁をする場合は、第3欄の期間に第4欄の漁具・漁法により行うものとする。ただし第1欄の魚種あゆおよびもぐずがけについては下記表②の左欄の区域内においては同表中欄の期間中は、同表右欄の漁具・漁法による遊漁はしてはならない。

表①

魚種	区域	期間	漁具・漁法
あゆ	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間を除く区域	公表した解禁日から11月14日まで	友釣：1人1竿、道糸の長さは竿長に1mを加えた長さ、針はおとりあゆの尾びれ末端から10cm以内で、柳または4本いかり以内、リールは使用禁止
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	公表した解禁日から11月30日まで	毛針釣：1人1竿、道糸の長さは10m以下 わき投げ網：長さ8m以下、網目3cm以上
	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの間の区域	1月1日から12月31日まで	竿釣
こい ふな	九頭竜川の布施田橋橋台下流端から下流の区域および七瀬川		
	九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の犬谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁ならびに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋および吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から上流の区域	2月16日から9月30日まで	竿釣：餌釣り、ルアー釣り（ただし、ルアー釣りをを行う場合、針はルアーから3cm以内）
い わ な や ま め	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端までの区域	2月1日から5月31日まで	
	九頭竜川の布施田橋橋台下流端か		

	高屋橋橋台下流端までの区域および北陸自動車道九頭竜川橋橋台上流端から上流の区域 九頭竜川右岸の支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁ならびに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋および吉峯川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	2月16日から 5月31日まで	竿釣：ルアー・フライ釣りに限る(ただし、ルアー釣りをを行う場合、針はルアーから3cm以内)。
もくずがしに	九頭竜川の高屋橋橋台下流端から上流の区域	8月15日から 11月14日まで	たも網

表②

区域	期間	漁具
市荒川大橋橋台下流端より下流へ1600mの地点から下流1800mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣(あゆ空かけづり) わき投(げ網) たも網
浄法寺橋橋台下流端から下流へ2000mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣(あゆ空かけづり) わき投(げ網) たも網
五松橋橋台上流端より上流へ500m地点から五松橋橋台上流端より下流へ500mまでの区域	公表した解禁日から 9月30日まで	ころ釣(あゆ空かけづり) わき投(げ網) たも網

前の公表は、この組合に掲示し、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(3) 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな	10センチメートル

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料			
			(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)(イ)(ウ)以外の者
あゆ	(友釣、毛針釣、ころ釣)	1日	中学生以下 無料	女性 3,000円	身体障害者 1,500円	3,000円
		1年	無料	6,000円	6,000円	12,000円

	わき投げ	1年	無料	20,000円	20,000円	20,000円
		こい ふな いわな やまめ	竿釣	1日	無料	1,500円
もくずがいに	たも網	1年	無料	6,000円	6,000円	6,000円
		1日	無料	1,500円	1,500円	1,500円
		1年	無料	6,000円	6,000円	6,000円

(2) 前の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域でやまめを対象とした遊漁をしようとする者は、同表の右欄の遊漁料を納付するものとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とする。

区域	期間	遊漁料
九頭竜川全域 九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の川大橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川の古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域	1日	1,500円
	1年	8,000円

(3) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 九頭竜川中部漁業協同組合  
福井県吉田郡永平寺町松岡葵1丁目101番地
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店  
別紙一覧表
- ③ その他組合が取扱いを委託したもの

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。
  - (2) 遊漁承認証の交付は、前に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。
  - (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。
- (5) 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づき報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 7 漁場監視員に関する事項
  - (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に必要ないし指示を行うことができる。
  - (2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- 8 違反者に対する措置に関する事項
 

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。
- 9 認可条件に関する事項
 

この規則の適用水面は、坂井市三国町宿三国旧防波堤突端と坂井市三国町新防波堤突端とを結ぶ線および吉田郡永平寺町市荒川発電所放水路鉄管(向かって右側)の先端と当該鉄管の先端から、その鉄管を見通した対岸(勝山市北郷町坂東島)に設置した標柱とを結ぶ線間における漁業権漁場とする。
- 10 施行の日
 

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証

表面

住所			
氏名	( 才 )		
写真添付	生年月日		
※年券のみ	有効期間		
発行年月日	違反検印		
取扱者印			
(注) 遊漁する場所において、監視員に納付する場合は3000円加算			
令和 年度	No. _____		
(遊漁期間)			
(遊漁区域)	遊漁承認証		
九頭竜川中部漁業協同組合 ⑤			

裏面

<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 遊漁中はこの証を携帯してください。携帯しないで遊漁したときは、当該場所において遊漁料に3,000円を加算した額を納付していただきます。</p> <p>(2) 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。</p> <p>(3) 本証の使用は記名者本人に限ります。</p> <p>(4) 本証は再発行、補償、払戻しはいたしません。</p> <p>(5) 遊漁規則を厳守してください。</p> <p>(6) 年券の場合には、最近6ヶ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。貼り付けしていない場合は無効として取り扱います。あゆ友釣の仕掛け針はおとりあゆの尾びれ末端から10cm以内で、柳または4本いかり以内とします。リールは使用禁止やまめ・いわなを釣る場合、布施田橋上流の九頭竜川本流でのエサ釣りは禁止されています。ルアー釣りをを行う場合、針はルアーから3cm以内とします。</p> <p>(8) 落雷には充分気をつけて、高圧線の近くでは、特に感電に注意してください。</p> <p>(9) 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水がはじまったら直ちに川からあがってください。</p>
<p><b>当組合が行っている増殖事業及び漁場管理</b></p> <p>(1) 当組合が行っている増殖方法は、稚魚の放流、産卵場造成、あゆ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。</p> <p>(2) 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解下さい。</p>

別記 様式第2号 漁場監視員証 表

<p>NO _____</p> <p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p>氏名 _____</p> <p>生年月日 _____</p> <p>有効期間 _____</p> <p>発行者 九頭竜川中部漁業協同組合<sup>⑩</sup></p>	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>(1) 漁場監視員は厳正公平を旨として冷静に職務遂行にあたる。</p> <p>(2) 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行うてはならない。</p> <p>(3) 遊漁者に対しては楽しく釣りができるように、言語態度を温和にし、便宜を与える。</p>
--	---

裏

別紙一覧表

遊漁証取扱店一覧

フアジネット勝山北郷店	勝山市北郷町坂東島8-8
笠川一照	勝山市北郷町坂東島30-54
竹生忠夫	勝山市北郷町坂東島36-25
竹乃家	吉田郡永平寺町藤巻64-1-5
南部一之	吉田郡永平寺町栗住波5-25
もりいし 釣具店	吉田郡永平寺町牧福島24-9-1
松倉権一	吉田郡永平寺町轟18-15
ローソン永平寺 花谷店	吉田郡永平寺町花谷4-8-1
竹汎おとり店	吉田郡永平寺町下浄法寺8-12-1

つむろや旅館	吉田郡永平寺町東古市13-26
木下つり具	吉田郡永平寺町松岡薬師1-25
旅館 松岡サウナ	吉田郡永平寺町松岡薬師3-89
末永鮎店	吉田郡永平寺町松岡神明2-32
金鎖埵	吉田郡永平寺町松岡32
坪田釣具店	吉田郡永平寺町松岡神明32-10-1
九頭竜	吉田郡永平寺町松岡32-43
さざり屋	吉田郡永平寺町松岡上合月36-50
フライフィッシングショップ ロゼ	吉田郡永平寺町松岡下合月33-14-1
あゆ友 山田	福井市高柳23-7-2
尾崎おとり店	福井市菅谷2-4-17
上州屋 新福井店	福井市開発4丁目311
フィッシング 福井店	福井市高柳2丁目623
フィッシングショップ フナヤ	福井市二の宮2丁目27-9
フィッシング ポイント	福井市八ツ島町31-601
釣り日記	福井市中角13-19-1
越前フィッシングセンター	福井市三郎丸町3-1105
ファミリー FC丸岡磯部島店	坂井市丸岡町磯部島9-20-1
はんや	坂井市丸岡町本町1-16
伊藤純也	あわら市上番50-51

- 1 漁業者の名称および住所  
勝山市漁業協同組合  
勝山市鹿谷町発坂1字河原1番13
- 2 漁業権の免許番号  
内共第1号
- 3 遛漁についての制限の範囲  
(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遛漁は、それぞれ同表の中欄の漁具・漁法により行うものとし、当該、漁具・漁法は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならぬ。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣 (友釣、毛針釣、空かけづり)	
	投網	
こい	脇投網	長さ8メートル以下 固定は禁止
	竿釣	1人3竿以内
ふな	竿釣	
いわな	竿釣	
やまめ		

皿川および滝波川においては、空かけづり、投網および脇投網によるあゆの遛漁をしてはならない。

- (2) 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遛漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法		期間
	魚種	漁具・漁法	
あゆ	投網	脇投網	公表した解禁日から11月30日まで
	こい	竿釣	
ふな	竿釣		1月1日から12月31日まで
いわな	竿釣		2月1日から9月30日まで
やまめ			

前の公表は、福井新聞に掲載し、この組合およびこの組合が委託する遛漁承認取扱店に掲示してするものとする。

- (3) 前の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遛漁をしてはならない。

区域	期間
野津又橋から上流の野津又川	1月1日から12月31日まで
小原大橋から上流の滝波川	1月1日から6月30日までおよび 9月1日から12月31日まで

#### 4 遛漁料の額およびその納付方法

- (1) 遛漁料の額は、次のとおりとする。ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。



魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料		
			ア、イ、ウ以外の者	ア中学生以下	イ高校生、女性
あゆ	竿釣	1日	3,000円	無料	3,000円
		1年	12,000円	無料	6,000円
	投網 脇投網	1年	20,000円	無料	20,000円
		1日	1,500円	無料	1,500円
こい ふな いわな やまめ	竿釣	1年	4,000円	無料	4,000円

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

① 勝山市漁業協同組合

(勝山あゆ振興施設：勝山市荒土町松ヶ崎 1-17)

② 勝山市漁業協同組合が委託した遊漁承認証取扱店

No	郵便番号	住所	店名	電話番号
1	911-0841	勝山市鹿谷町発坂1-1	石田おとり店	0779-89-7766
2	911-0848	勝山市鹿谷町保田49-8-1	保田岩州	080-1628-0211
3	910-1303	吉田郡永平寺町藤巻64-1-5	竹乃家	090-5685-7860
4	911-0056	勝山市北郷町坂東島8-8	ファミリーマート勝山北郷店	0779-89-1120
5	910-1326	永平寺町牧福島24-9-1	もりいし釣具店	0776-64-2107
6	911-0056	勝山市北郷町坂東島36-25	竹生おとり店	0779-89-1055
7	911-0806	勝山市本町3-2-6	丸山釣具店	0779-88-0847
8	911-0034	勝山市村岡町滝波19-15-2	平尾ペンション	0779-89-3300
9	911-0828	勝山市平泉寺町大渡18-1-1	上山商店	0779-87-1771
10	911-0006	勝山市北谷町谷117字-17	東山いこいの家	0779-83-1347
11	911-0803	勝山市元町1-9-12-6	ファミリーマート勝山元町1丁目店	0779-88-9008
12	911-0017	勝山市野向町横倉56-35	あまごの宿	0779-88-5398
13	911-0032	勝山市芳野町1-3-10	ヤシキ酒店	0779-88-0601

14	911-0831	勝山市遅羽町比島33-1-2	勝山橋おとり店	090-8969-4284
15	911-0001	勝山市北谷町小原	小原ゲート	0779-83-1007
16	910-0842	福井市開発4-311	上州屋新福井店	0776-54-7663
17	910-0065	福井市八ツ島町31-601	フイツシングポイント	0776-24-5005
18	910-0015	福井市二の宮2-27-9	フナヤ釣具店	0776-28-0278
19	911-0003	勝山市北谷町中尾河合26-2-1	北谷コミュニケーションセンター	0779*83-1030
20	910-0103	福井市角野町13字高田	釣り日記	0776-55-0888
21	910-0837	福井市高柳町2-623	(株)本間釣具店	0779-43-6226
22	910-0033	福井市三郎丸3-1105	越前フイツシングセンター	0776-22-1095
23	910-0035	勝山市郡町3-313	セブン・イレブン勝山郡町店	0779-88-5516
24	911-0044	勝山市荒土町松ヶ崎3-115	ファミリーマート勝山荒土店	0779-89-1788

#### 5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムによるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

#### 7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

#### 9 認可条件に関する事項

この規則の適用水面は、吉田郡永平寺町市荒川発電所放水路鉄管(向かって右側)の先端と当該鉄管の先端から、その鉄管を見通した対岸(勝山市北郷町坂東島)に設置した標柱とを結ぶ線、次の点アと点イとを結んだ線、点ウと点エとを結んだ線の間における漁業権漁場とする。

点ア：点オから下流へ直線1,500メートルの九頭竜川本流右岸の点

点イ：点カから下流へ直線1,500メートルの九頭竜川本流左岸の点

点ウ：真名川左岸の勝山市と大野市との境界点

点エ：点ウから真方位142度の線と真名川右岸との交差点

点オ：九頭竜川本流右岸の勝山市と大野市の境界点

点カ：点オから真方位207度の線と九頭竜川本流左岸との交差点

10 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

遊漁承認証

No.

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 住所  
漁 氏名  
者 (生年月日) (年齢)

承認期間

魚種

漁具・漁法

遊漁区域

発行日

発行者

勝山市漁業協同組合

印

裏

注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証をご持参ください。
- 2 本証のご使用は記名者本人に限ります。
- 3 本証を記名者本人以外の者が使用した場合は、没収します。
- 4 漁場監視委員巡視の際は、本証をご提示ください。
- 5 福井県内水面漁業調整規則を遵守してください。
- 6 遊漁規則を違反したときは、遊漁をお断りすることがあります。
- 7 本証を紛失されても再発行はいたしません。
- 8 年券の場合には、上半身無帽の写真を貼り付けてください。  
当組合が行っている増殖事業及び漁業管理
- 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流、アユ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレット又はホームページをご覧ください。
- 2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証

表

遊漁承認証

N o.

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

住所
氏名
(年令)

有効期間

発行者

勝山市漁業協同組合

印

## 裏

## 注意事項

- 1 漁場監視の際は、必ず本誌を携帯すること。
- 2 被取締者の請求のあるときは、この証を提示する。
- 3 取締についての言動態度を温和にされたい。
- 4 取締は、公平にして厳重にしなければならない。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

魚種	漁具・漁法		規模
	竿釣 (友釣、空かけづり)		
あゆ	投網		
	脇投網		長さ8メートル以下 固定は禁止
こい、ふな	竿釣		1人3竿以内
いわな、やまめ	竿釣		

- (2) 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内で行なければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	竿釣 (友釣、空かけづり)	公表した解禁日から11月30日まで
	脇投網 投網	公表した解禁日 (9月1日以降) から 11月30日まで
いわな やまめ	竿釣	2月1日から9月30日まで
こい ふな	竿釣	1月1日から12月31日まで

規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期間	漁法
真名川の富田大橋橋台 下流端から麻生島横断 ブロックまでの区域	公表した解禁日より 11月30日まで	脇投網 投網

前の公表は、福井新聞に掲載してするものとする。

- (3) 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。
- | 魚種 | 全長        |
|----|-----------|
| ふな | 15センチメートル |

## 4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小・中学生および高校生ときは竿釣に限り無料、身体障害者および女性は、あゆ竿釣年遊漁料に限り、2分の1に相当する額とする。次のただし書に規定する方法により納付するとき は、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
		1日	1年	
あゆ	竿釣 投網、脇投網	1日	1年	3,000円 12,000円
		1日	1年	1,500円 4,000円

- (2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

① 大野市漁業協同組合

(〒912-0083 福井県大野市明倫町3番37号 大野商工会議所内 0  
90-1396-5420)

② 組合が委託した遊漁承認証取扱店

番号	取扱店	〒	住所	電話番号
1	大野市漁業協同組合販売所	912-0014	大野市中保15-108-8	090-1396-5420
2	阪井・廣瀬販売所	912-0802	大野市新田5-5	090-8704-1031
3	相撲茶屋 翔剛	912-0401	大野市吉3-19-1	0779-65-2553
4	川端販売所	912-0811	大野市土打44	0779-65-7383
5	箕田釣具店	912-0024	大野市錦町8-8	0779-66-2194
6	喫茶あまのじゃく	912-0053	大野市春日1-12-3	0779-65-6606
7	そらのあお	912-0155	大野市西勝原14-6	0779-65-6836
8	ローソン大野春日店	912-0053	大野市春日4-1	0779-65-3937
9	ファミリーマート大野中坂店	912-0015	大野市中挟3-913	0779-65-0152
10	ファミリーマート大野春日店	912-0053	大野市春日68-41	0779-66-1406
11	ファミリーマート大野インター店	912-0012	大野市横枕1-6-1	0779-66-1260
12	パルス	912-0071	大野市鍛掛7-43	0779-65-8810
13	鳩ヶ湯温泉	912-0151	大野市上打波6-2	0779-65-6808
14	上山販売店	911-0828	勝山市平泉寺町大渡18-1	0779-87-1771
15	F i s h i n g S h o p フナヤ	910-0015	福井市二の宮2-27-9	0776-28-0278
16	上州屋FC福井店	910-0842	福井市開発4-311	0776-54-7663
17	フイツシイングポイント	910-0065	福井市八ツ島町31-601	0776-24-5005
18	フイツシヤーズ福井店	910-0837	福井市高柳2丁目623	0776-43-6266
19	越前フイツシングセンター	910-0033	福井市三郎丸3丁目1105	0776-22-1095
20	めだか釣具店	501-5126	岐阜県郡上市白馬町向小敷良660-8	0575-82-3281
21	平田釣具店	501-5122	岐阜県郡上市白馬町為真50-1	0575-82-5359
22	清水釣具店	501-4223	岐阜県郡上市八幡町稲成550-7	0575-65-4740

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

裏

遊漁承認証		No.
下記のとおりに遊漁を承認します 記		
遊漁者	(住所) _____ (氏名) _____	(年齢) _____
承認期間	魚種 _____	
	漁具・漁法 _____	
	遊漁区域 _____	
	遊漁料 _____	
発行日	発行日 _____	
取扱店	取扱店 _____	
発行者	発行者 _____	
	大野市漁業協同組合 _____	

**注意事項**

- 1 出漁中は必ず本証をご持参ください。
- 2 本証のご使用は記名者本人に限ります。
- 3 本証を記名者本人以外の者の使用が確認された名合は没収いたします。
- 4 漁場監視員巡視の際は本証を提示してください。
- 5 漁場監視員の指示には必ず従ってください。
- 6 福井県内水面漁業調整規則及び遊漁規則を厳守してください。
- 7 違反を現認された場合は遊漁をお断わりすることがあります。
- 8 本証を紛失されても再発行はいたしません。
- 9 本証の発行日か未記入の場合、本証に組合長印及び取扱店印なきものは無効とします。
- 10 遊漁中は絶えず川の水かさにご注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。
- 11 降雨に関する注意報が出ているときは特に注意してください。
- 12 釣りをするときは電線・落雷にご注意してください。

当組合が行っている増殖事業及び漁業管理

- 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流、アユ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレット又はホームページをご覧ください。
- 2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

9 認可条件に関する事項

この規則の適用水面は、次の点アと点イとを結んだ直線、大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界（九頭竜川右岸）から真方位325度の線と対岸との交点とこの交点から真方位86度の線（天然巨大岩石頂点を見通した点）と対岸との交点とを結ぶ直線間における漁業権漁場および点ウと点エとを結んだ直線より上流の漁業権漁場とする。

点ア：点オから下流へ直線1,500メートルの九頭竜川本流右岸の点

点イ：点カから下流へ直線1,500メートルの九頭竜川本流左岸の点

点ウ：真名川左岸の勝山市と大野市との境界点

点エ：点ウから真方位142度の線と真名川右岸との交差点

点オ：九頭竜川本流右岸の勝山市と大野市との境界点

点カ：点オから真方位207度の線と九頭竜川本流左岸との交差点

10 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第2号 漁場監視員証 表

No	漁場監視員証
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
大野市漁業協同組合	㊦

裏

注意事項
1 漁場監視の際は必ずこの証を携帯すること。
2 被取締者の請求のあるときはこの証を提示する。
3 取締についての言動態度を温和にされたい。
4 取締は公平にして厳重にしなければならない。
5 漁場監視員は、いかなる場合も、漁漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- 1 漁業権者の名称および住所  
奥越漁業協同組合  
大野市川合第21号34番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第2号
- 3 遊漁についての制限の範囲  
(1) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄に掲げる漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法はそれぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣	
いわな	たも網	網の口径1m以下
やまめ・こい・ふな		
あじめどじょう		

(2) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
やまめ・いわな	3月1日～9月30日まで
こい・ふな	1月1日～12月31日まで
あゆ	公表した解禁日～11月30日まで
あじめどじょう	公表した解禁日～9月30日まで

前の公表は、組合および組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示するほか、ウェブサイトに公表するものとする。

(3) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな	15cm
やまめ	
あゆ	
こい・ふな	20cm

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。なお、但し書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
いわな	竿釣	1日	1,000円(70歳以上の高齢者または身体障害者にあつては700円)
			4,500円(70歳以上の高齢者または身体障害者にあつては3,500円)
やまめ	竿釣	1年	1,500円
			4,000円
こい・ふな	たも網	1年	1,500円
			4,000円
あじめどじょう	たも網	1年	1,500円
			4,000円
あゆ	竿釣	1日	1,500円
			4,000円
あゆ	たも網	1年	1,500円
			4,000円



(2) 遊漁料は、次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならぬ。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができない。

- ① 奥越漁業協同組合  
(大野市川合21-34)
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店
  1. 清水釣具店 (郡上市八幡町稲成550-7)
  2. もりした釣具店 (郡上市八幡町稲成1135)
  3. めだか釣具店 (郡上市白鳥町バス沿い)
  4. ホテルフリアール和泉 (大野市下山63-2-24)
  5. 国民宿舎パークホテル九頭竜 (大野市角野14-3)
  6. 福井和泉リゾート (福井市朝日前坂6-22)
  7. ドライフイン九頭竜 (大野市下半原61)
  8. 三島舟志 (岐阜市太郎丸知の道257)
  9. 須甲一治 (大野市朝日26-45-1)
  10. フイツジングポイント (福井市八ツ島町31-601)
  11. (株) 上州屋新福井店 (福井市開発4-311)
  12. 道の駅九頭竜 (大野市朝日)
  13. スポーツ・ワールド 藤原秀揮 (大野市角野)
  14. フイツジャーズ福井店 (福井市高柳2丁目623)
  15. 越前フイツジングセンター (福井市三郎丸3-1105)
  16. Fishing shop フナヤ (福井市二ノ宮2-27-9)
  17. 道の駅「越前おおの荒島の郷」 (大野市藤生137-21-1)
  18. 辻 克美 (大野市上大納20-18)
  19. 平田釣り具 (郡上市白鳥町為真50-1)
  20. 廣澤 誠 (大野市吉3-19-1)
  21. 大野市観光協会 (大野市元町10-23)
- 5 遊漁承認証に関する事項
  - (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
    - ① 承認を受けたものの氏名、住所
    - ② 承認期間
    - ③ 魚種
    - ④ 漁具・漁法
    - ⑤ 遊漁区域
    - ⑥ 遊漁料の額
    - ⑦ 注意事項

- ⑧ 組合が行っている増殖事業および漁場管理
- ⑨ その他参考となるべき事項
- ⑩ 発行者名
- (2) 遊漁承認証の交付は、前に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 6 遊漁に際し守るべき事項
  - (1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
  - (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - (4) 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づき報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。
- 7 漁場監視員に関する事項
  - (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に必要の指示を行うことができる。
  - (2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
    - ① 氏名、住所、年齢
    - ② 有効期間
    - ③ 注意事項
    - ④ その他必要な事項
    - ⑤ 発行者名
  - 8 違反者に対する措置に関する事項
 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。
  - 9 施行の日  
令和5年9月1日
  - 1 漁業権者の名称および住所  
日野川漁業協同組合  
越前市松森町第33号5番地の4
  - 2 漁業権の免許番号  
内共第3号
  - 3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具、漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

魚種	漁具・漁法		規模	
	竿釣(友釣、毛針釣、空かけづり)	投網	竿の長さ 10m以内	網目 600目以内
あゆ	脇投網(1人操作に限る)		網の高さ 8m以内	網の長さ 60cm以内
	たも網		網目 3cm以上、口径30cm以内	浮木禁止
こい	竿釣	1人	3竿以内	
ふな	竿釣	1人	1竿	
やまめ	竿釣	1人	1竿	
いわな	竿釣	1人	1竿	

(2) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内であればならぬ。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	
やまめ	2月1日から9月30日まで
いわな	

前の解禁日の公表は、この組合およびこの組合が委託した遊漁承認取扱店に提示してするものとする。

(3) 前の規定による期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は、左欄の漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

漁具・漁法	区域	期間
空かけづり	日野川の南条大橋橋台下流端から上流	解禁日から
脇投網	日野川の有定橋橋台下流端から石田橋	11月30日まで
投網	橋台下流端より500mまでの区域	

#### 4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小中学生のときは無料、身体障害者および女性のときは年券に限り2分の1に相当する額とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法		遊漁料
	竿釣	投網	
あゆ	脇投網	たも網	1日 6,000円 1年 13,000円
	竿釣		1日 1,000円 1年 4,000円
こい			
ふな			
やまめ			
いわな			

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 日野川漁業協同組合(福井県越前市松森町33-5-4)  
日野川漁業協同組合今庄支所(福井県南条郡南越前町今庄朝鮮淵71-1)
- ② 日野川漁業協同組合の各理事宅
- ③ 日野川漁業協同組合が委託した遊漁承認取扱店

店名	住所
今治店	南越前町今庄109-1
高嶋店	南越前町橋立17-9
高橋店	南越前町大門28-43
谷清店	南越前町燧34-2
フエミリーヌ 今庄店	南越前町今庄55-4-7
フイツシング オクダ	越前市上大田町29-15-1
フエミリーヌ 南条店	南越前町東大道36-105-1
今庄365 温泉 やすらぎ	南越前町板取85-6
フイツシング タツクル フジノ 武生店	越前市三ツ口町139
明石釣具店	鯖江市長泉寺町1-3-9
小林釣具	鯖江市三六町2-1-5
上州屋 新福井店	福井市開発4-311
フイツシヤーズ 福井店	福井市高柳2-623
Fishing Shop フナヤ	福井市二の宮2-27-9
フイツシング ボイソント	福井市八ッ島町31-601
魚流	敦賀市舞崎町6-29

上州屋 新敦賀店	敦賀市木崎12-6-1
越前フイッシングセンター	福井市三郎丸3-1105
好好庵	南越前町東大道12-16-15

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場区域内における川底を攪はんしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証 表

No.

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)	(年齢)
	(氏名)	

有効期間

遊漁期間

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行者

日野川漁業協同組合

印

取扱所及び取扱者

印

## 裏

## 注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
- 2 携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に1000円を加算した額を納付していただきます。
- 3 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。
- 4 本証の使用は記名者本人に限ります。
- 5 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。
- 6 年券の場合には、最近6ヵ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。
- 7 本証に組合印、取扱者印のなきもの、月日の訂正、年券の場合は写真の貼り替えによる割印の訂正等は無効として没収します。
- 8 本証の再発行はいたしません。
- 9 本証は、発行後の事故については補償、払戻し等一切いたしません。
- 10 夜間の遊漁は大変危険ですので、行わないようお願いいたします。
- 11 農作物を傷めないこと。他人に迷惑をかけるような釣りマナーを守って遊漁してください。
- 12 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。
- 13 降雨に関する注意報等が出ているときは、特に注意してください。
- 14 遊漁するときは、電線・落雷に気をつけてください。

## 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

- 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流、禁止区域の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレットまたはホームページをご覧ください。
- 2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証 表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	日野川漁業協同組合 印

裏

注意事項

- 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締者から請求があったときは、この証を提示する。
- 3 取締にあたっては、言語態度を溫和に接する。
- 4 取締は公平にして嚴重にしなければならぬ。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- 1 漁業権者の名称および住所  
足羽川漁業協同組合  
福井市市波町第25号11番地の1
  - 2 漁業権の免許番号  
内共第5号
  - 3 遊漁についての制限の範囲  
(1) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄に掲げる漁具漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。
- | 魚種      | 漁具・漁法    | 規模        |
|---------|----------|-----------|
| あゆ      | 竿釣(友釣のみ) | 裾目は600目以下 |
|         | 投網       |           |
| こい、ふな   | 脇投網      | 長さ11m以下   |
|         | 竿釣       |           |
| いわな、やまめ | 竿釣       |           |
|         | 竿釣       |           |

(2) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
こい、ふな	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	2月1日から9月30日まで

解禁日の公表は、この組合およびこの組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示して公表するものとする。

4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18歳未満のときは無料、女性・身体障害者のときは、あゆ年券のみ同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		竿釣	網具
あゆ	竿釣	1日 3,000円	1年 12,000円
	網具	1年 12,000円	
いわな、やまめ	竿釣	1日 1,500円	1年 5,000円

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

- ア 足羽川漁業協同組合 福井市市波町25-11-1
- イ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁承認取扱店
- ウ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁証オンラインシステム別紙一覧のとおり

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場区域内における川底を攪拌してはならない。

## 7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

## 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

## 9 施行の日

令和5年9月1日

## 別紙 一覧表

## イ、足羽川漁業協同組合 遊漁承認証取扱店

店名	郵便番号	住所	魚種
上州屋新福井店	9100842	福井市開発4-311	あゆ・あゆ以外
フナヤ	9100015	福井市二の宮2-27-9	あゆ・あゆ以外
ポイント	9100066	福井市八ツ島町31-601	あゆ・あゆ以外
フイツシヤーズ福井	9100837	福井市高柳2-623	あゆ・あゆ以外
作助	9102225	福井市田尻町11-40	あゆ
ちどり荘	9102211	福井市獺ヶ口町	あゆ
ルボの森	9102222	福井市市波町	あゆ・あゆ以外
アウトドア小僧	9102348	福井市品ヶ瀬町6-7	あゆ・あゆ以外
足羽川田中商店	9102471	福井市西河原町10-35	あゆ・あゆ以外
民宿 陣屋	9102153	福井市城戸ノ内町8-40-2	あゆ
越前フイツシヤーズセンター	9100033	福井市三郎丸3-1105	あゆ
ローソン美山薬師店	9102337	福井市薬師町12-4-5	あゆ・あゆ以外
江戸養魚場	9102456	池田町松ヶ谷28-1	あゆ・あゆ以外
喫茶 香	9102503	池田町谷口	あゆ・あゆ以外
中村養魚場	9102452	池田町大本30-10	あゆ以外
清水和義	9102505	池田町水海73-1	あゆ以外
天池乃宿	9102523	池田町河内	あゆ以外

## 溪流温泉 冠荘

9102523

池田町志津原

あゆ以外

## フジノ武生店

9150845

越前市三ツ口139

あゆ・あゆ以外

## 明石釣具店

9160024

鯖江市長泉寺1-3-9

あゆ・あゆ以外

## 小林釣具店

9160021

鯖江市三六2-1-5

あゆ・あゆ以外

## みた釣具店

9120024

大野市錦町8-8

あゆ

## ウ、足羽川漁業協同組合 遊漁承認証取扱店

店名	郵便番号	住所	魚種
フイツシヤーズ	91003471	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16	あゆ・あゆ以外

遊 漁 承 認 証		No.
下記の通り遊漁を承認します。 記		
遊 漁 者	(住所)	年 令
	(氏名) (生年月日)	
承認期間		
魚種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行年月日		
発行者		
足羽川漁業協同組合		印
取扱店	印	

注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。  
携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に3,000円を加算した額を納付していただきます。
- 2 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。
- 3 本証の使用は、記名本人に限ります。
- 4 漁場監視員巡視の際は、本証を提示してください。
- 5 本証の再発行はいたしません。
- 6 年券の場合には、最近6カ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けしてください。
- 7 本証は、発行以降の災害・事故については補償、払戻し等一切いたしません。
- 8 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。
- 9 農産物や獣よけの電線を傷めないこと。他人に迷惑をかけるいよう、釣りマナーを守って遊漁してください。

◎当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

- 1 毎年福井県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量以上の放流を行っています。
- 2 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証  
表

裏

<p style="text-align: center;">漁 場 監 視 員 証</p> <p style="text-align: right;">No</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <p>住所</p> <p>氏名 (年齢)</p> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>足羽川漁業協同組合</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。</p> <p>2 被取締者から請求があった時は、この証を提示する。</p> <p>3 取締にあたっては、言語態度を温和に接する。</p> <p>4 取締は公平にして嚴重にしなければならない。</p> <p>5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。</p>
---	--

- 1 漁業権者の名称および住所  
竹田川漁業協同組合  
坂井市丸岡町山竹田第119号3番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第6号
- 3 遊漁についての制限の範囲  
(1) 次表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄の漁具・漁法により、同表右欄の規模の範囲内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	規 模
あゆ	竿釣(友釣、毛針釣、空かけつり、ルアー)	竿の長さ 10m以内
	投網	網裾の目数 600目以内
	協投網(1人操業に限る)	網の長さ 8m以内



こい	竿釣	1人	3竿以内
いわな	竿釣		
やまめ	竿釣		

(2) 次表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から10月30日まで
こい	2月1日から12月31日まで
いわな	2月1日から9月30日まで
やまめ	2月1日から9月30日まで

解禁日の公表は、組合の掲示板ならびに組合の委託した遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または身体障害者のときは、同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	区域	遊漁料
あゆ	竿釣	1日	全域	1,500円
	投網、脇投網			
こい	竿釣	1年	全域	5,000円
いわな	竿釣			
やまめ	竿釣			

(注) 龍ヶ鼻ダム堰堤上下50mは、禁漁区とする。

(2) 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

① 竹田川漁業協同組合 (坂井市丸岡町山竹田119-3 竹田コミュニケーションセンター内)

② 組合が委託した遊漁承認証取扱店 (添付の付表1に記載)

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。  
 (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記の様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

付表 1 遊漁承認証取扱店

No	遊漁承認証取扱店	所在地
1	はんや	坂井市丸岡町 本町1丁目16番地
2	セブン-イレブン丸岡上久米田店	坂井市丸岡町 上久米田8字宮前107番
3	大すぎ	坂井市丸岡町 山竹田112-38
4	大和石油店	坂井市丸岡町 山竹田104-14
5	民宿ふくざわ	坂井市丸岡町 山口60-22
6	藤沢商店	坂井市丸岡町 山口57-32
7	ちくちくはんぼん	坂井市丸岡町 山口60-8
8	丸岡温泉たけくらべ	坂井市丸岡町 山竹田88-8
9	竹田水車メロデーパーク	坂井市丸岡町 山口64字30番地
10	(株)上州屋	福井市 開発4丁目 311
11	フジツグポイント	福井市 八ツ島町 31-5-601
12	fishingshopフナヤ	福井市 ニノ宮2丁目27-9
13	越前フイシングセンター	福井市 三郎丸 1105
14	バスプロショップ2&4	加賀市 分校町 ス-111
15	株式会社フイシユバス	坂井市丸岡町 熊堂3-7-1-16
16	フイッシャーズ福井店	福井市 高柳2丁目 623

(表)

遊 漁 承 認 証	No
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊漁者 (住所) (氏名)	(年齢)
承認期限 (対象漁によって異なりますので裏をお読みください)	
魚 種	
遊漁区域	竹田川漁業協同組合全区域 (龍ヶ鼻ダム湖可能)
禁漁区	龍ヶ鼻ダム堰堤上下50mは、禁漁区
遊漁料	
発行日	
発行者	竹田川漁業協同組合 ④
遊漁期間	
取扱者	<input type="text"/>

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊漁中は必ず本証を携帯してください。</li> <li>2. 本証の使用は表記記名者本人に限ります。</li> <li>3. 漁場監視員巡視の際には本証を提示してください。</li> <li>4. 遊漁規則を遵守してください。</li> <li>5. 遊漁規則違反が確認された場合は遊漁の中止を求められます。</li> <li>6. 本証を紛失されても再発行はいたしません。</li> <li>7. 網漁（投網、脇投網）は、あゆにしか使用できません。</li> <li>8. 遊漁期間内で遊漁してください。</li> <li>9. 鮎 組合が公表した解禁日から10月30日 鯉等 2月1日から12月31日まで 岩魚、山女魚 2月1日から9月30日まで</li> </ol> <p style="text-align: center;">厳 守 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遊漁中は常に川の水かさにご注意し増水が認められたら直ちに川から上がることを。</li> <li>2. 降雨に関する警報・注意報が発生している時は、遊漁を控えること。</li> <li>3. ダム放流の警戒音が出ている時は直ちに川から上がることを。</li> <li>4. ダム湖（龍ヶ鼻ダム）では、油使用モーターボートは、使用禁止です。</li> </ol> <p style="text-align: center;">当組合の増殖事業及び漁場管理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当組合では、稚魚放流を実施しています。</li> <li>2. 遊漁料は、当組合の増殖事業及び漁場管理維持のための経費の一部として使用されるものです。</li> <li>3. 組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。</li> </ol>

(表)

No

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

(氏名)	(年齢)
(住所)	

有効期間

発行者

竹田川漁業協同組合

⑩

(裏)

監視員は次の注意事項を厳守しなければならない。

注 意 事 項

1. 漁場監視中は、必ず本証を携帯すること。
2. 被取締り者が請求する時は、本証を提示すること。
3. 取締りあつては、温和な対応で被取締者に接する。
4. 取締りは、公平にして厳重にしなければならない。
5. 漁場監視員は、いかなる場合においても、被取締者に対して威嚇の態度を取ったり、脅迫あるいは暴行等の行為をしてはならない。

1 漁業権者の名称および住所

河野川漁業協同組合  
南条郡南越前町赤萩第31号4番地

2 漁業権の免許番号

内共第7号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄の漁具、漁法により同表中欄の規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣(友釣・毛針釣) たも網	竿の長さ 10メートル以内 網目 3センチ以上、口径 30センチ以内
やまめ	竿釣	

(2) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
やまめ	2月1日から9月30日まで

解禁日の公表は、組合及び組合が委託した遊漁承認証取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または身体障害者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額

とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣	1日 1,100円	1年 3,500円
	たも網	1日 2,500円	
やまめ	竿釣	1日 1,000円	

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 河野川漁業協同組合事務所（南条郡南越前町赤萩31-4）
- ② 河野川漁業協同組合が委託した遊漁承認証取扱店  
坂下商店（南条郡南越前町河野19-2）

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証の交付は、前に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項  
 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

遊 漁 承 認 証 NO 令和 年度		
下記のとおり遊漁を承認します。 記		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">                     遊 漁 者                      (住所)                      (氏名)                 </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	遊 漁 者 (住所) (氏名)	
遊 漁 者 (住所) (氏名)		
承認期間 魚 種 漁具漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 河野川漁業協同組合 取扱者 印		
印		

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁の際は必ず本証を御携行下さい。
  - 2 本証は組合印および取扱者印のないものは無効です。
  - 3 監視員より本証の提示を求められたら御提示ください。
  - 4 本証は他人に貸与出来ません。
  - 5 漁場等についてお気付きの点は当組合へお申出下さい。
- 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
- 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚・成魚の放流です。
  - 2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場管理維持のための経費の一部として使用されるものです。

別記 様式第2号 漁場監視員証

表

NO

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏名

有効期間

発行者

河野川漁業協同組合

印

裏

注 意 事 項

- 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締者から請求があったときは、この証を提示する。
- 3 遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え又は威嚇を行ってはならない。



1 漁業権者の名称および住所

敦賀河川漁業協同組合  
敦賀市道口7-32-1

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 遊漁についての制限の範囲

- (1) 表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれの中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣(友釣、毛針釣)	周囲 1.3メートル以下 目合 3センチメートル以上
	さで網	
やまめ いわな	竿釣	

- (2) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
やまめ・いわな	2月1日から9月30日まで

前の公表は、この組合の掲示板および組合が委託する遊漁承認取扱店に掲示して  
するものとする。

- (3) 規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同  
表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内としてはならない。

漁具・漁法	区域	期間
竿釣	笹の川本流と木の芽川との合流点 から河口までの区域	解禁日から11月30日まで
	笹の川橋下流端から笹の川本流と 木の芽川との合流点まで	9月1日から11月30日まで
さで網	笹の川橋下流端から河口までの 区域及び笹の川本流と五位川との 合流点から堂橋上流端までの区域	解禁日から11月30日まで
	上記以外の区域	解禁日から9月4日まで

4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、

小中学校生徒または身体障害者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		1日	1年
あゆ	竿釣	3,000円	8,000円
	さで網	1年	8,000円
やまめ いわな	竿釣	1日	1,500円
		1年	4,000円

(2) 遊漁料は、次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができない。

① 敦賀河川漁業協同組合事務所（敦賀市道口7-32-1）

② 組合が委託した遊漁承認証取扱店

魚流釣具店（敦賀市舞崎2-6-29）

三水釣具店（敦賀市三島1-16-31）

上州屋新敦賀店（敦賀市木崎12-61）

なかむら敦賀店（敦賀市曾々木28）

#### 5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証の交付は、前に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

#### 7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

#### 9 施行の日

令和5年9月1日

NO.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者	住所
	氏名
(年令)	

承認期間

魚種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行年月日

発行者

取扱所及び取扱者名

敦賀河川漁業協同組合

印

印



## ○ 注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
- 2 本証の使用は記名者本人に限ります。
- 3 漁場監視員巡視の際は本証を掲示ください。
- 4 遊漁規則を遵守してください。問題行為のある釣り人を見かけたときは漁協事務所(0770-25-8366)までご一報ください。
- 5 違反を確認した場合は遊漁をお断りすることがあります。
- 6 本証の再発行は致しません。
- 7 年券の場合には、最近6カ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けてください。

## ○ 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

- 1 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚の放流、禁漁区の設定及び下流からの波み上げ放流です。
- 2 この河川における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、福井県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示書に基づくもの及び当組合が独自に指示書に上乘せした量を放流しております。
- 3 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、漁業権者に課されている増殖義務及び漁環境維持のための経費の一部として使用されるものです。  
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
- 4 この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見がありましたら漁協事務所までご連絡ください。
- 5 当組合は、漁場管理を行う資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査に努めていますのでご協力ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証

表

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

漁場監視員証

NO

氏名 (年齢)

有効期間

発行者

敦賀河川漁業協同組合

印

裏

注意事項

- 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締者から請求があったときは、この証を提示すること。
- 3 取締りに当たっては、言語態度を穏和にすること。
- 4 取締りは、公平にして厳重にすること。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- 1 漁業権者の名称および住所  
耳河川漁業協同組合  
三方郡美浜町河原市第53号11番地の25
- 2 漁業権の免許番号  
内共第10号
- 3 遊漁についての制限の範囲  
(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	竿釣	公表した解禁日から 9月30日まで
	投網	公表した解禁日から 9月30日まで
やまめ	竿釣	2月1日から 9月30日まで
		9月30日まで

- (2) 前の公表は、この組合およびこの組合が委託する遊漁承認取扱店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- (3) 耳川の浅が瀬止水堰堤より上流、新庄大橋から雲谷橋までおよび中寺堰堤より下流においては、投網によるあゆの遊漁をしてはならない。
- (4) 規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
中寺堰堤から下流の区間	10月1日から11月30日まで

4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児・小中学生のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円加算した額とする。

ア イ以外の者

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1日	3,000円
	投網	1年	8,000円
やまめ	竿釣	1日	1,000円
		1年	4,000円

イ 女性・障害者

あゆ	竿釣	1日	1,500円
	投網	1年	4,000円
やまめ	竿釣	1日	1,000円
		1年	4,000円

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

ア 耳河川漁業協同組合（三方郡美浜町河原市5-1-11-25）

イ 組合が委託した遊漁承認証取扱店

小林おとり店（三方郡美浜町新庄76-43）

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

① 承認を受けた者の氏名、住所

② 有効期間

③ 魚種

④ 漁具・漁法

⑤ 遊漁区域

⑥ 遊漁料の額

⑦ 注意事項

⑧ 組合員が行っている増殖事業および漁場管理

⑨ その他参考となるべき事項

⑩ 発行者名

(2) 遊漁承認証の交付は、前に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、遊漁監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に關して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章または帽子をかぶるものとする。

① 氏名、年齢

② 有効期限

③ 注意事項  
④ その他必要事項  
⑤ 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項  
組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称および住所

若狭河川漁業協同組合

小浜市深谷第10号1番地の3

2 漁業権の免許番号

内共第11号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄の漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣（友釣、毛針釣）	口径 1m以下
	投網	
こい	シヤブ網	口径 1m以下
	竿釣	
ふな	投網	
	竿釣	
やまめ	竿釣	

(2) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	公表した解禁日から11月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	
やまめ	2月1日から8月31日まで

解禁日の公表は、組合の掲示板および組合の委託する遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

(3) 規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

北川	高塚橋下流端から下流へ1.350mの区域	9月1日から11月30日まで
河内川	河内川ダム本体上流側の取付護岸上流端から下流へ300m、上流へ2.375mの区域	1月1日から12月31日まで

(4) 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
こい	20センチメートル
ふな	5センチメートル
やまめ	10センチメートル

#### 4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料小、中学生または身体障害者および組合員家族のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし次項のただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	投網 シヤテ網	1年	8,500円
		1日	3,000円
		1年	10,000円
こい、ふな やまめ	竿釣	1日	2,000円
		1年	4,000円

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

ア 若狭河川漁業協同組合(福井県小浜市深谷10号1番地の3)  
イ 組合が委託した遊漁承認証取扱店

取扱店	住所
理容 下中	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂121-3
南川 荘	福井県大飯郡おおい町名田庄三重52-18-1
山海 堂	福井県大飯郡おおい町名田庄納田終1409-11
料理旅館 新佐	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂4-10-2
板谷 商店	福井県大飯郡おおい町名田庄虫鹿野10-48
(株) カネイチ	福井県大飯郡おおい町名田庄三重32-38

水口おとり店	福井県小浜市相生21-35-3
ヤマメイト釣具店	福井県小浜市広峰58
ビッグ釣具店	福井県小浜市湯岡17-25-1
やまびこ	福井県三方上中郡若狭町河内1-4-5
平尾 商店	福井県若狭町味方上中郡熊川37-3
仲野 實	福井県小浜市忠野7-2-1
お食事処どんどん	福井県三方上中郡若狭町三宅20-40-1
ヌクイ釣具店	福井県三方上中郡若狭町熊川5-20-1
アングラーズ杖方出屋敷店	大阪府枚方市招堤南町3-23-8
キタガワ釣具店	京都府京都市下京区中堂寺壬生川町19

#### 5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証(別記様式第1号)を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

#### 7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は遊漁者に対し、漁場監視員証(別記様式第2号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

#### 8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

#### 9 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

裏

遊 漁 承 認 証

No. \_\_\_\_\_

下記のとおり遊漁を承認します。  
記

遊 漁 者	住所	
	氏名	(年令)

承認期間  
魚種  
漁具・漁法  
遊漁区域  
遊漁料  
発行日  
発行者  
取扱者

若狭河川漁業協同組合

㊞

注 意 事 項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
- 2 本証の使用は記名本人に限ります。
- 3 漁場監視員巡視の際は本証を提示してください。
- 4 遊漁規則を厳守してください。
- 5 違反を確認した場合は遊漁をお断りすることがあります。
- 6 本証の再発行は致しません。
- 7 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理は、  
組合のパバンフレットをご覧ください。

No. \_\_\_\_\_

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

住所	
氏名	(年令)

有効期間  
 発行者  
 若狭河川漁業協同組合

㊞

注 意 事 項

- 1 遊漁監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締者から請求があったときは、この証を提示すること。
- 3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接すること。
- 4 取締りは公平にして厳重にすること。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

1 漁業権者の名称および住所

若狭河川漁業協同組合  
小浜市深谷第10号1番地の3

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 遊漁についての制限の範囲

- (1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄の漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲でなければならぬ。

魚種	漁具・漁法	規模
こい	竿釣	
ふな	投網	

- (2) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならぬ。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	

- (3) 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm
ふな	5cm

4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小、中学生または身体障害者および組合員家族のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
		1日	1年	
こい	竿釣、投網	1日		2,000円
ふな			1年	4,000円

- (2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

ア 若狭河川漁業協同組合(福井県小浜市深谷10号1番地の3)

イ 組合が委託した遊漁承認証取扱店

取扱店	住所
理容 下中	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂12-13
南川 荘	福井県大飯郡おおい町名田庄三重52-18-1
山海 堂	福井県大飯郡おおい町名田庄納田終1409-11
料理旅館 新佐	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂4-10-2
板谷 商店	福井県大飯郡おおい町名田庄虫鹿野10-48
(株)カネイチ	福井県大飯郡おおい町名田庄三重32-38
水口おとり店	福井県小浜市相生21-35-3
ヤマイト釣具店	福井県小浜市広峰58
ビッグ釣具店	福井県小浜市湯岡17-25-1
やまびこ	福井県三方上中郡若狭町河内1-4-5
平尾 商店	福井県若狭町味方上中郡熊川37-3
仲野 實	福井県小浜市忠野7-2-1
お食事処どんどん	福井県三方上中郡若狭町三宅20-40-1
ヌクイ釣具店	福井県三方上中郡若狭町熊川5-20-1
アングラーズ枚方出屋敷店	大阪府枚方市招堤南町3-23-8
キタガワ釣具店	京都府京都市下京区中堂寺壬生川町19

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証(別記様式第1号)を遊漁者に交付するものとする。

- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- (4) 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- (2) 漁場監視員は遊漁者に対し、漁場監視員証(別記様式第2号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

9 施行の日  
令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証 表

No.

## 遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。  
記

遊 漁 者	住所
	氏名  (年令)

承認期間

魚種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行日

発行者

取扱者

若狭河川漁業協同組合

④

裏

## 注 意 事 項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
- 2 本証の使用は記名本人に限りませす。
- 3 漁場監視員巡視の際は本証を提示してください。
- 4 遊漁規則を厳守してください。
- 5 違反を確認した場合は遊漁をお断りすることがあります。
- 6 本証の再発行は致しません。
- 7 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理は、組合のパンフレットをご覧ください。



漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

住所	
氏名	(年齢)

有効期間

発行者

若狭河川漁業協同組合



注 意 事 項

- 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締者から請求があったときは、この証を提示すること。
- 3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接すること。
- 4 取締りは公平にして厳重にすること。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- 1 漁業権者の名称および住所  
若狭河川漁業協同組合  
小浜市深谷第10号1番地の3
- 2 漁業権の免許番号  
内共第13号
- 3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄の漁具・漁法により行うものとし、当該漁具・漁法は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲でなければならぬ。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣(友釣、毛針釣)	口径 1m以下
	投網	
こい	竿釣	
ふな	投網	
やまめ	竿釣	

(2) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	公表した解禁日から11月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	
やまめ	2月1日から8月31日まで

解禁日の公表は、組合の掲示板および組合の委託する遊漁承認証取扱店に掲示するものとする。

(3) 規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
南 川 湯岡橋上流端から上流へ 2.100mの区域	9月1日から11月30日まで

(4) 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10 cm
こい	20 cm
ふな	5 cm

やまめ 10 cm

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小、中学生または身体障害者および組合員家族のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし次項のただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1日	3,000円
		1年	8,500円
	投網	1日	3,000円
こい、ふな	シヤテ網	1年	10,000円
	竿釣	1日	2,000円
やまめ	投網(やまめを除く)	1年	4,000円

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

ア 若狭河川漁業協同組合(福井県小浜市深谷10号1番地の3)

イ 組合が委託した遊漁承認証取扱店

取扱店	住所
理 容 下 中	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂12-1-3
南 川 荘	福井県大飯郡おおい町名田庄三重52-18-1
山 海 堂	福井県大飯郡おおい町名田庄納田終1409-11
料理旅館 新佐	福井県大飯郡おおい町名田庄久坂4-10-2
板 谷 商 店	福井県大飯郡おおい町名田庄虫鹿野10-48
(株) カネイチ	福井県大飯郡おおい町名田庄三重32-38
水口おとり店	福井県小浜市相生21-35-3
マーマイト釣具店	福井県小浜市広峰58
ビッグ釣具店	福井県小浜市湯岡17-25-1
やまびこ	福井県三方上中郡若狭町河内1-4-5
平尾商店	福井県若狭町味方上中郡熊川37-3
仲野 實	福井県小浜市忠野7-2-1
お食事処どんどん	福井県三方上中郡若狭町三宅20-40-1
ヌクイ釣具店	福井県三方上中郡若狭町熊川5-20-1
アングラーズ枚方出屋敷店	大阪府枚方市招堤南町3-23-8
キタガワ釣具店	京都府京都市下京区中堂寺壬生川町19

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証(別記様式第1号)を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は遊漁者に対し、漁場監視員証(別記様式第2号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

No.

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	住所
	氏名 (年令)

承認期間

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行日

発行者 若狭河川漁業協同組合

取扱者

㊞

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
- 2 本証の使用は記名本人に限ります。
- 3 漁場監視員巡視の際は本証を提示してください。
- 4 遊漁規則を厳守してください。
- 5 違反を確認した場合は遊漁をお断りすることがあります。
- 6 本証の再発行は致しません。
- 7 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理は、  
組合のパンフレットをご覧ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証

表

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

No.

記

住所	
氏名	(年令)

有効期間  
 発行者  
 若狭河川漁業協同組合

㊤

## 注 意 事 項

- 1 遊漁監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締者から請求があったときは、この証を提示すること。
- 3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接すること。
- 4 取締りは公平にして厳重にすること。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

1 漁業者の名称および住所 佐分利川漁業協同組合 大飯郡おおい町本郷第119号4番地の5	2 漁業権の免許番号 内共第15号	3 遊漁についての制限の範囲 (1) 承認を受けた者の遊漁は、次の表のア欄に掲げる魚種に限り、イ欄の漁具、漁法によりそれぞれウ欄に掲げる規模の範囲内においてエ欄の区域内でなければならぬ。	ア 魚種名	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 区域
			あゆ	竿釣 たも網(しやで網) 投網	網口径50cm以下 網目3cm以上	佐分利川全域
			こい	竿釣 たも網 投網	一人 3本以内 網口径50cm以下 網目3cm以上	同上
いわな やまめ	竿釣	一人 3本以内	佐分利川 田井谷川 大谷川			

- (2) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でおこなわなければならない。

魚種	期間
あゆ	組合が定めた日から11月30日までの期間内で 組合が定めて公表する期間内
こい	1月1日から12月31日まで
いわな やまめ	2月1日から9月30日まで

前の公表は、この組合およびこの組合が委託した遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

## 4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、投網による遊漁の場合を除き、遊漁者が未就学の幼児および小中学生徒または身体障害者のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 1,000円 1年 3,000円
	たも網(しやで網) 投網	
こい	竿釣 たも網 投網	1日 1,000円 1年 3,000円
いわな やまめ	竿釣	

- (2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしななければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (3) ① 佐分利川漁業協同組合事務局 (おおい町 本郷)

- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店  
猿橋理容店 (おおい町 本郷)  
斉藤釣具店 (おおい町 成和)

## 5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

## 6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったと

別記 様式第1号 遊漁承認証 表

遊漁承認証		NO
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住所)	年令
	(氏名)	
承認期間		
魚種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行者		
佐分利川漁業協同組合 印		

きは、これを掲示しなければならぬ。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場の川底をかくはんしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

裏

注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください
- 2 本証の使用は本人にかぎりません。
- 3 漁場監視員巡視の際は本証を掲示ください。
- 4 違反を確認した場合は遊漁をお断りします。
- 5 遊漁規則を厳守してください。
- 6 本証の再発行はいたしません。当組合員が行っている増殖事業及び漁場管理
- 7 当組合では、稚魚放流を実施しています。
- 8 遊漁料は当組合が行っている増殖事業及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。
- 9 組合員、遊漁者双方の負担によって漁場の環境が維持されていることをご理解ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証

表

NO

証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

(住所)	
(氏名)	年令

有効期間

発行者

佐分利川漁業協同組合

印

裏

注意事項	
1	漁場監視員巡視の際は本証を携帯すること。
2	被取締者の請求あるときはこの証を掲示する。
3	取締りについての言語態度を温和にされたい。
4	取締りは公平にして厳重にしななければならない。
5	漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは、脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- 1 漁業権者の名称および住所  
北潟漁業協同組合  
あわら市北潟第17号8番地
- 2 漁業権の免許番号  
内共第16号
- 3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により、右欄の規模の範囲内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
こい	竿釣	1人4本以内
ふな		
うなぎ	たも網	
わかさぎ		
えび		

(2) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	
うなぎ	
わかさぎ	
えび	

(3) 前の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、同表の右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
あわら市北潟西赤尾線塩尻橋上流端から上流の区域	1月1日から12月31日まで

次の表の左欄の漁具・漁法は右欄の区域内において行ってはならない。

漁具・漁法	区域
投げ釣り	あわら市浜坂29字及び細呂木5字の北潟湖岸(通称：牛ヶ鼻)に設置した標柱より上流200mおよび下流200mの区域

(4) 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな	9センチメートル以下
うなぎ	40センチメートル以下



4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生生徒または身体障害者のときは掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい ふな うなぎ わかさぎ えび	竿釣   たも網	1日	1人 500円 20人以上の団体 1人当たり 400円

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 北潟漁業協同組合（あわら市北潟17号8番地）
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店

トミタ理美容店（あわら市北潟28号10番地2）  
フマミリーショップたけしま（あわら市北潟58号18番地1）

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

No.

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。  
記

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

承認期間

魚 種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行者

北潟漁業協同組合

㊞

裏

○ 注 意 事 項

- 1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。なお、本券の使用は記名者本人に限ります。
- 2 漁場監視員の巡視の際は本証を提示していただきます。
- 3 漁場監視員が遊漁規則に反する行為を認められた場合は、遊漁の中止を命ずることがあります。
- 4 本証の再発行はいたしません。
- 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
- 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚放流および禁漁区の設定です。
- 2 この湖は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。ご意見は下記の組合事務所までご連絡ください。

電話 0776-79-0900

別記 様式第2号 漁場監視員証

表

No.

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

(氏名)	(年齢)
(住所)	

有効期間

発行者

北潟漁業協同組合



裏

注 意 事 項

- 1 漁場監視の際には必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締り者の請求のあるときは、この証を提示する。
- 3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接する。
- 4 取締りは公平にして厳重にしなければならない。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

魚種	漁具・漁法	期間
こい	竿釣	1月1日から12月31日まで
ふな	たも網	
うなぎ		
えび		

(2) 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな	9センチメートル以下
うなぎ	40センチメートル以下

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または身体障害者のときは掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい	竿釣	1日	1人 500円
ふな			20人以上の団体 1人当たり 400円
うなぎ			
えび			

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 北潟漁業協同組合（あわら市北潟17号8番地）
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店  
山本食料品店（あわら市浜坂3号31番地）

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

No.

漁場監視員証

下記の通り遊漁を承認します。

記

遊漁者	(住所)	(氏名)	(年齢)
-----	------	------	------

承認期間  
 漁 糧  
 漁具・漁法  
 遊漁区域  
 遊漁料  
 発行者  
 北潟漁業協同組合 印

○注 意 事 項

- 1 漁遊中は必ず本証を携帯してください。なお、本券の使用は記名者本人に限ります。
  - 2 漁場監視員の巡視の際は本証を掲示してください。
  - 3 漁場監視員が漁遊規則に反する行為を認めた場合は、遊漁の中止を命ずることができます。
  - 4 本証の再発行はいたしません。
- 当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
- 1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚放流および禁漁区の設定です。
  - 2 この湖は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。ご意見は下記の組合事務所までご連絡ください。  
 電話 0776-79-0900

表

裏

No.

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であること  
を証明する。

(氏名)	(年齢)
(住所)	

有効期間  
発行者  
北潟漁業協同組合 ㊤

注 意 事 項

- 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締り者の請求のあるときは、この証を提示する。
- 3 取締りに当たっては、言語態度を温和に接する。
- 4 取締りは公平にして厳重にしなければならぬ。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、逆漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- 1 漁業権者の名称および住所  
石川県漁業協同組合  
石川県金沢市北安江三丁目1番38号
- 2 漁業権の免許番号  
内共第17号
- 3 逆漁についての制限の範囲  
(1) 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする逆漁は、それぞれ中欄に掲げる漁具・漁法により右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
こい		
ふな	竿釣	
うなぎ	たも網	1月1日から12月31日まで
えび		

(2) 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれに右欄に規定する全長のものは、

これを採捕してはならない。

魚種	全長	
ふな	9センチメートル以下	
こい	20センチメートル以下	
うなぎ	40センチメートル以下	

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または身体障害者のときは掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい	竿釣	1日	1人 400円
ふな			20人以上の団体
うなぎ			1人当たり 300円
えび	たも網		

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

石川県漁業協同組合 加賀支所 (加賀市小塩町コ181)

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、この規則の施行に必要なる指示を行うことがある。
- (2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

No  遊漁承認証 下記の通り遊漁を承認します。 記				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">住所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;">(年齢)</td> </tr> </table>	住所		氏名	(年齢)
住所				
氏名	(年齢)			
承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料  発行者 石川県 漁業協同組合				

裏

No

○注意事項

- 1 遊漁中は必ず本券を御持参下さい。
- 2 本券の御使用は記名本人に限ります。
- 3 本券を記名本人以外に使用中を現認された場合は没収いたします。
- 4 漁場監視員巡視の際は本券をご提示下さい。
- 5 違反を現認された場合は遊漁をお断りすることがあります。
- 6 本券を紛失されても再発行はいたしません。

○当組合が行っている増殖事業

- 1 この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、福井県内水面漁場管理委員会により示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁業管理

- 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖事務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。

別記 様式第2号 漁場監視員証

表

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名	(年令)
住所	

有効期間

発行者  
石川県 漁業協同組合



裏

注 意 事 項

- 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
- 2 被取締者の請求のあるときはこの証を呈示する。
- 3 取締についての言語態度を温和に接する。
- 4 取締は公平にして厳重にしなければならない。
- 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- 1 漁業権者の名称および住所  
南西郷漁業協同組合  
三方郡美浜町久々子第8号10番地の1
- 2 漁業権の免許番号  
内共第18号
- 3 遊漁についての制限の範囲  
(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法によりそれぞれ右欄の規模の範囲内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
わかさぎ	手釣、竿釣	1人3竿以内 竿の長さ8m以内
うなぎ		
くろだい はぜ		

- (2) うなぎについては、日没から日の出まで手釣、竿釣による遊漁はしてはならない。
- (3) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
うなぎ	
くろだい はぜ	

- (4) 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
くろだい	10センチメートル以下
はぜ	

4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または身体障害者のときは同様に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
わかさぎ	手釣、竿釣	1日 500円
うなぎ		
くろだい はぜ		

- (2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 南西郷漁業協同組合事務所（福井県三方郡美浜町久々子第8号10番地の1）
- ② 組合が委託した遊漁承認証取扱店  
シルバレーシヨツテ湖畔（福井県三方郡美浜町久々子第8号10番地の1）

5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- ① 承認を受けた者の氏名、住所
- ② 承認期間
- ③ 魚種
- ④ 漁具・漁法
- ⑤ 遊漁区域



- ⑥ 遊漁料の額
  - ⑦ 注意事項
  - ⑧ 組合が行っている増殖事業および漁場管理
  - ⑨ その他参考となるべき事項
  - ⑩ 発行者名
- (2) 遊漁承認証の交付は、規定する場所または漁場監視員について行うものとする。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 6 遊漁に際し守るべき事項
- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (4) 遊漁者は、漁場区域内における湖底をかくはんしてはならない。
- 7 漁場監視員に関する事項
- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- (2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- ① 氏名、住所、年齢
  - ② 有効期間
  - ③ 注意事項
  - ④ その他必要な事項
  - ⑤ 発行者名
- 8 違反者に対する措置に関する事項
- 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。
- 9 施行の日
- 令和5年9月1日
- 1 漁業権者の名称および住所
- 美浜町漁業協同組合  
三方郡美浜町日向第2号55番地
- 2 漁業権の免許番号
- 内共第18号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法によりそれぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
わかさぎ	手釣、竿釣	1人3竿以内 竿の長さ8m以内
うなぎ		
くろだい		
はぜ		

(2) うなぎについては、日没から日の出まで手釣、竿釣による遊漁はしてはならない。

(3) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
うなぎ	
くろだい	
はぜ	

(4) 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
くろだい	10センチメートル以下
はぜ	

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
わかさぎ	手釣、竿釣	1日 500円
うなぎ		
くろだい		
はぜ		

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

美浜町漁業協同組合事務所 (福井県三方郡美浜町日向2-55/TEL 0770-32-1127)

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- ① 承認を受けた者の氏名、住所
- ② 承認期間
- ③ 魚種
- ④ 漁具・漁法
- ⑤ 遊漁区域
- ⑥ 遊漁料の額
- ⑦ 注意事項
- ⑧ 組合が行っている増殖事業および漁場管理
- ⑨ その他参考となるべき事項
- ⑩ 発行者名

(2) 遊漁承認証の交付は、規定する場所または漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場区域内における湖底をかくはんしてはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ① 氏名、住所、年齢
- ② 有効期間
- ③ 注意事項
- ④ その他必要な事項
- ⑤ 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称および住所

海山漁業協同組合  
三方上中郡若狭町海山48号12番地

2 漁業権の免許番号

内共第20号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法によりそれぞれの規模の範囲内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
こい ふな わかさぎ うなぎ えび はぜ	手釣、竿釣、たも網	1人3竿以内 竿の長さ8m以内 たも網口径50cm以内

(2) うなぎについては、日没から日の出まで手釣、竿釣による遊漁はしてはならない。

(3) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい ふな わかさぎ うなぎ えび はぜ	1月1日から12月31日まで

(4) 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル以下
ふな	10センチメートル以下

4 遊漁料の額およびその納付方法

(1) 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料

、小中学校生徒または身体障害者のときは、次の表の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい ふな わかさぎ うなぎ えび はぜ	手釣、竿釣、たも網	1日600円 1年6,000円

(2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- ア 海山漁業協同組合 (福井県三方上中郡若狭町海山48-12)
- イ 海山漁業協同組合の指定した遊漁承認証取扱店  
若狭町観光船組合 (福井県三方上中郡若狭町海山68-20)

5 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (オンラインシステムにより発行されるものを含む。) を遊漁者に交付するものとする。

- ① 承認を受けた者の氏名、住所
- ② 承認期間
- ③ 魚種
- ④ 漁具・漁法
- ⑤ 遊漁区域
- ⑥ 遊漁料の額
- ⑦ 注意事項
- ⑧ 組合が行っている増殖事業および漁場管理
- ⑨ その他参考となるべき事項
- ⑩ 発行者名

(2) 遊漁承認証の交付は、前に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、漁場区域内における湖底を攪拌してはならない。

7 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に必要の指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ① 氏名、住所、年齢
- ② 有効期間
- ③ 注意事項
- ④ その他必要な事項
- ⑤ 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 施行の日

令和5年9月1日

1 漁業権者の名称および住所

鳥浜漁業協同組合  
三方上中郡若狭町鳥浜第55号15番地

2 漁業権の免許番号

内共第21号

3 遊漁についての制限の範囲

(1) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法により、それぞれ右欄の規模の範囲内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法		規模
	たも網	網口径	
あゆ	竿釣	30センチメートル以内	
こい		竿数制限 一人4本以下	
うなぎ		仕掛け制限	4本以下
ふな		針数	(イ) 軸部 (別記図示(1)参照) 20センチメートル以上
わかさぎ		針サイズ	(ロ) 針先と軸部の開き (別記図示(1)参照) 1.5センチメートル以上
もろこ	吸い込み釣り		
えび			

やまめ	竿数制限 一人4本以下
	釣糸長さ 漁船および農作業船の航行を妨げない範囲

- (2) ウナギについては、日没から日の出まで、たも網・竿釣り、吸い込み釣りによる遊漁はしてはならない。
- (3) 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならぬ。

魚種	期間	
	あゆ	公表した解禁日から11月30日まで
やまめ	2月1日から9月30日まで	
こい、ふな、もろこ、わかさぎ、えび、うなぎ	1月1日から12月31日まで	

前の公表は、この組合の掲示板や組合が委託した遊漁承認証取扱店および福井新聞等に掲載してするものとする。

#### 4 遊漁料の額およびその納付方法

- (1) 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒または身体障害者のときは2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料
		竿釣	1日	
あゆ	たも網	1年	4,100円	
		1日	500円	
こい、ふな、もろこ、わかさぎ、えび、うなぎ、やまめ	たも網	1年	6,000円	

- (2) 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

鳥浜漁業協同組合（福井県三方上中郡若狭町鳥浜5-5-15）

#### 5 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### 6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- (3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者および他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

#### 7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- (2) 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### 8 違反者に対する措置に関する事項

- 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

#### 9 施行の日

令和5年9月1日

別記 様式第1号 遊漁承認証 表

裏

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所)
(氏名)	
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者	
鳥浜漁業協同組合 印	

注意事項
1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
2 本証の使用は記名者本人に限ります。
3 漁場監視員の巡視の際は、本証を提示してください。
4 遊漁規則を遵守してください。
5 違反を確認した場合は、遊漁をお断りすることがあります。
6 本証の再発行はいたしません。
7 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。

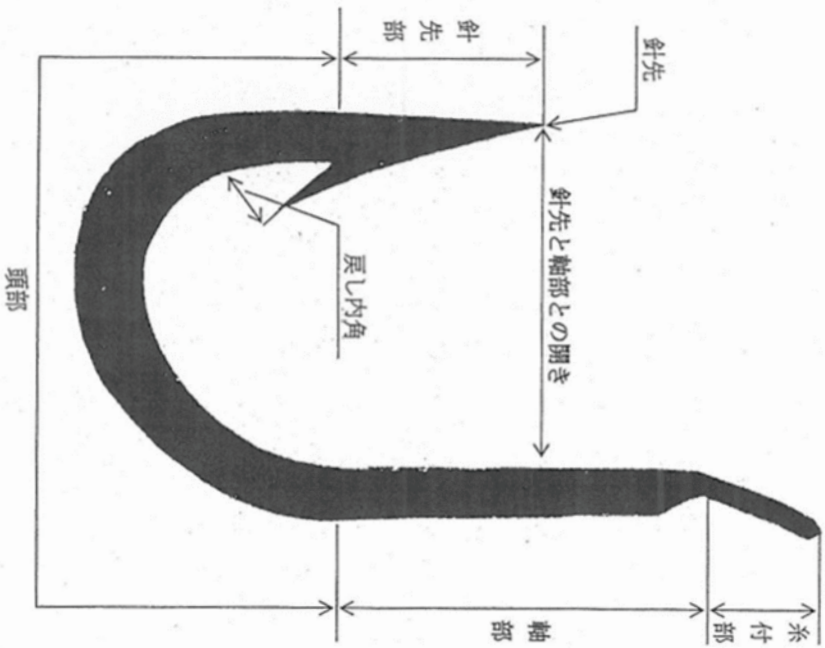
No.
漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。
氏名 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span> (年令)
有効期間
発行者 鳥浜漁業協同組合 

注意事項
1 漁場監視の際は必ずこの証を携帯すること。 2 遊漁者から請求があるときは、本証を提示すること。 3 取締りにあたっては、言語、態度を温和に接すること。 4 取締りは、公平にして厳重にしなければならない。 5 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

## 別記

図示（1）

つり針各部の名称  
（日本工業規格から）



## 福井県告示第359号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定により、令和5年9月1日付けをもって次のとおり漁業の免許をしたので公示する。

令和5年9月1日

福井県知事 杉本 達治

1 海区漁場計画の公表の際の公示番号、免許番号、漁業権者の住所および氏名、条件別表のとおり

2 免許の内容

令和5年5月30日福井県告示第260号にて公示した福井県海区漁場計画のとおり

公示番号 免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称	存続期間	条件
共第1号	あわら市北潟第17号8番地	北潟漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第2号	坂井市三国町安島3丁目101番地	雄島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第3号	坂井市三国町安島3丁目101番地	雄島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
	坂井市三国町宿一丁目17番地23号	三国港漁業協同組合		なし
共第5号	福井市和布町無番地	福井市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第6号	福井市和布町無番地	福井市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
	坂井市三国町宿一丁目17番地23号	三国港漁業協同組合		なし
共第7号	福井市和布町無番地	福井市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第8号	福井市柴崎町第14号32番地	越廻漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第10号	丹生郡越前町小樽7号65番地	越前町漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第11号	南条郡南越前町甲楽城7字33番地の1	河野村漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第12号	南条郡南越前町甲楽城7字33番地の1	河野村漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第13号	南条郡南越前町甲楽城7字33番地の1	河野村漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第15号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	基点第541号、(イ) および(ウ)の各店を順次に結んだ線並びに基点108号、(シ) および(ス) とを結ぶ線との両線間における海域においては、第1主共同漁業を除く。
共第16号	三方郡美浜町日向第2号55番地	美浜町漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第17号	三方郡美浜町日向第2号55番地	美浜町漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第18号	三方郡美浜町日向第2号55番地	美浜町漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第20号	三方郡美浜町日向第2号55番地	美浜町漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第21号	三方郡美浜町日向第2号55番地	美浜町漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第22号	三方上中郡若狭町小川第17号36番地	若狭三方漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第23号	三方上中郡若狭町小川第17号36番地	若狭三方漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
	福井県小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合		なし
共第25号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
	三方郡三方町小川第10号6番地	若狭三方漁業協同組合		なし
共第26号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし



共第27号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	なし	なし
共第28号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第30号	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第31号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第32号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第33号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第35号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第36号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第37号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第38号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第50号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
共第51号	あわら市北潟第17号8番地	北潟漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
定第1号	福井市糞町12号29番地	株式会社 鷹巣定置	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第2号	福井市菜崎第13号1番地1	川端 元昭	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	福井市菜崎町31号6番地32	米澤 関司		
	福井市菜崎町31号6番地9	岡田 保		
	丹生郡越前町小樽第8号38番地	山下 義弘		
	丹生郡越前町小樽第5号5番地	澤 善英		
定第3号	丹生郡越前町小樽3号41番地2	田中 正和	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	丹生郡越前町小樽第8号37番地	南 直樹		
	丹生郡越前町小樽第8号20番地	畑 卓夫		
	丹生郡越前町小樽第8号3番地	山下 竜雄		
	丹生郡越前町小樽第43号8番地12	中橋 小夜子		
定第5号	丹生郡越前町米ノ第53号8番地	山谷 芳一	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	丹生郡越前町米ノ第56号51番地	黒田 俊治		
	丹生郡越前町米ノ第62号69番地1	小荒 一則		
	丹生郡越前町米ノ第53号16番地	東 春樹		
	丹生郡越前町米ノ第59号31番地	倉谷 栄作		
	丹生郡越前町米ノ第59号20番地1	佐々木 茂治		
	丹生郡越前町米ノ第52号5番地	山本 法光		
南条郡南越前町糠第15号16番地	橋詰 正道			

定第6号	南条郡南越前町糠13号18番地	刀柳 哲秋	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし			
	南条郡南越前町糠186号17番地2	向瀬 隆広					
	南条郡南越前町糠100号4番地	治内 勲					
	南条郡南越前町糠16号7番地	札ノ木 清憲					
	南条郡南越前町糠14号9番地	出村 和寛					
	南条郡南越前町糠101号31番地	大浦 雅己					
	南条郡南越前町糠13号12番地	壁下 敏文					
	南条郡南越前町糠16号15番地5	佐武 克則					
	南条郡南越前町甲楽城第8号192番地1	中川 政則					
	南条郡南越前町甲楽城12号3番地4	木戸 孝博					
定第7号	南条郡南越前町甲楽城9号94番地	濱端 利広	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし			
	南条郡南越前町甲楽城9号97番地	木戸 哲夫					
	南条郡南越前町甲楽城19号3番地2	加茂 光義					
	南条郡南越前町甲楽城9号81番地	森 和仁					
	南条郡南越前町河野第19号16番地21	坂下 祐二					
	南条郡南越前町河野44号18番地4	木下 敏晴					
	南条郡南越前町河野21号8番地7	堂森 重治					
	南条郡南越前町河野44号4番地	宮下 壽貴					
	南条郡南越前町今泉18号2番地	中橋 行光					
	南条郡南越前町河野44号16番地5	千馬 仁規					
定第8号	南条郡南越前町今泉19号19番地	下 正見	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし			
	南条郡南越前町河野第19号16番地21	坂下 祐二					
	南条郡南越前町河野44号18番地4	木下 敏晴					
	南条郡南越前町河野21号8番地7	堂森 重治					
	南条郡南越前町河野44号4番地	宮下 壽貴					
	南条郡南越前町今泉18号2番地	中橋 行光					
	南条郡南越前町河野44号16番地5	千馬 仁規					
	南条郡南越前町今泉19号19番地	下 正見					
	南条郡南越前町河野第19号16番地21	坂下 祐二					
	南条郡南越前町河野44号18番地4	木下 敏晴					
定第10号	南条郡南越前町河野44号16番地5	千馬 仁規	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし			
	南条郡南越前町今泉19号19番地	下 正見					
	敦賀市津内町2丁目7番14-303号	本多 孝行					
	スカイタイム						
	敦賀市三島町2丁目12番14号	濱道 和雄					
	大和田ハイッ302号						
	敦賀市杉津3号5番地	森 修					
	定第11号					令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

	敦賀市杉津4号5番地	辻 兵蔵	
	敦賀市杉津(横浜)16号57番地1	山本 正志	
	敦賀市色浜31号33番地	濱谷 守行	
	敦賀市津内町2丁目7番14-303号 スカイタイム	本多 孝行	
	敦賀市三島町2丁目12番14号	濱道 和雄	
	大和田ハイッ302号		
定第12号	敦賀市杉津3号5番地	森 修	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
	敦賀市杉津4号5番地	辻 兵蔵	
	敦賀市杉津(横浜)16号57番地1	山本 正志	
	敦賀市松島町12番3号	立花 俊一	
	敦賀市色浜28号19番地3	中井 健一	
	敦賀市浦底5号6番地	刀根 和守	
	敦賀市色浜32号3番地	山口 辰一郎	
定第13号	敦賀市浦底5号23番地	川端 勘治	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
	敦賀市色浜31号33番地	濱谷 守行	
	敦賀市色浜26号13番地1	遊津 泰治	
	敦賀市浦底5号6番地	刀根 和守	
	敦賀市色浜28号19番地3	中井 健一	
	敦賀市色浜32号3番地	山口 辰一郎	
定第15号	敦賀市浦底5号23番地	川端 勘治	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
	敦賀市色浜31号33番地	濱谷 守行	
	敦賀市色浜26号13番地1	遊津 泰治	
	敦賀市浦底5号6番地	刀根 和守	
	敦賀市色浜28号19番地3	中井 健一	
	敦賀市色浜32号3番地	山口 辰一郎	
定第16号	敦賀市浦底5号23番地	川端 勘治	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
	敦賀市色浜31号33番地	濱谷 守行	
	敦賀市色浜26号13番地1	遊津 泰治	
	三方郡美浜町丹生第48号46番地	中村 一則	
	三方郡美浜町丹生第50号48番地	納谷 国夫	
定第17号	三方郡美浜町丹生第50号37番地	宇野 達也	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

	三方郡美浜町丹生第36号28番地	中橋 満		
	三方郡美浜町丹生第37号50番地の3	濱野 道明		
	三方郡美浜町丹生第48号46番地	中村 一則		
	三方郡美浜町丹生第50号48番地	納谷 国夫		
定第18号	三方郡美浜町丹生第50号37番地	宇野 達也	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	三方郡美浜町丹生第36号28番地	中橋 満		
	三方郡美浜町丹生第37号50番地の3	濱野 道明		
	三方郡美浜町菅浜第100号15番地	石場 強		
定第20号	三方郡美浜町菅浜第89号4番地	吉本 孝治	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	三方郡美浜町菅浜第92号4番地	濱田 秀雄		
	三方郡美浜町日向第11号24番地	渡辺 太		
	三方郡美浜町菅浜第100号15番地	石場 強		
定第21号	三方郡美浜町菅浜第89号4番地	吉本 孝治	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	三方郡美浜町菅浜第92号4番地	濱田 秀雄		
	三方郡美浜町日向第11号24番地	渡辺 太		
	三方郡美浜町久々子第51号2番地の2	田邊 義郎		
定第22号	三方郡美浜町早瀬第13号24番地	谷口 秀人	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	三方郡美浜町日向第40号29番地	宮下 勲男		
	三方郡美浜町日向第8号2番地の1	高橋 武一		
定第23号	三方郡美浜町日向第2号26番地	山口 憲人	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	三方郡美浜町日向第43号17番地	知場 嘉彦		
	三方郡美浜町日向9号9番地	金森 俊伸		
	三方郡美浜町日向45号33番地	酒谷 雅昭		
	三方郡美浜町日向第8号2番地の1	高橋 武一		
定第25号	三方郡美浜町日向第2号26番地	山口 憲人	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	三方郡美浜町日向第43号17番地	知場 嘉彦		
	三方郡美浜町日向9号9番地	金森 俊伸		
	三方郡美浜町日向45号33番地	酒谷 雅昭		
	三方郡美浜町日向第8号2番地の1	高橋 武一		
	三方郡美浜町日向第2号26番地	山口 憲人		
定第26号	三方郡美浜町日向第43号17番地	知場 嘉彦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	三方郡美浜町日向9号9番地	金森 俊伸		

	三方郡美浜町日向45号33番地	酒谷 雅昭			
	三方郡美浜町日向第8号2番地の1	高橋 武一			
	三方郡美浜町日向第2号26番地	山口 憲人			
定第27号	三方郡美浜町日向第43号17番地	知場 嘉彦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし	
	三方郡美浜町日向9号9番地	金森 俊伸			
	三方郡美浜町日向45号33番地	酒谷 雅昭			
	三方郡美浜町日向第8号2番地の1	高橋 武一			
	三方郡美浜町日向第2号26番地	山口 憲人			
定第28号	三方郡美浜町日向第43号17番地	知場 嘉彦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし	
	三方郡美浜町日向9号9番地	金森 俊伸			
	三方郡美浜町日向45号33番地	酒谷 雅昭			
	三方郡美浜町日向第8号2番地の1	高橋 武一			
定第30号	三方郡美浜町日向第2号26番地	山口 憲人	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし	
	三方郡美浜町日向第43号17番地	知場 嘉彦			
	三方郡美浜町日向9号9番地	金森 俊伸			
	三方郡美浜町日向45号33番地	酒谷 雅昭			
	三方上中郡若狭町常神第1号59番地	前 和之			
定第31号	三方上中郡若狭町常神第1号67番地	西本 治	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	12月16日から翌年3月15日までの間は基点141号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点141号の各点を順次に結ぶ線によって囲まれた区域に漁具を敷設してはならない。	
	三方上中郡若狭町常神第1号16番地	中西 俊介			
	三方上中郡若狭町神子第4号34番地	藤原 新次			
	三方上中郡若狭町神子第4号12番地	寺本 又一郎			
定第32号	三方上中郡若狭町神子第7号7番地	竹越 聡	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし	
	三方上中郡若狭町神子第4号11番地	森下 幸太郎			
	三方上中郡若狭町神子第4号33番地	辻本 一男			
	三方郡三方町小川第4号5番地	物部 隆弘			
	三方上中郡若狭町小川第4号24番地	安原 博之			
定第33号	三方上中郡若狭町小川第2号25番地	松本 一彦	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし	
	三方上中郡若狭町小川第5号18番地の1	見本 俊和			
	三方上中郡若狭町小川第4号32番地	浜頭 信彦			
	小浜市田島第63号15番地	小林 数敏			
	小浜市田島36号56番地	浜家 直澄			

定第35号	小浜市田島第74号39番地の2	山野 誠次	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	小浜市田島79号2番地	熊谷 泰博		
	小浜市田島67号5番地	柴野 富士夫		
	小浜市田島64号14番地	浜岸 敦彦		
	三方上中郡若狭町世久見第13号6番地	河村 径穂		
	三方上中郡若狭町世久見第11号2番地	重田 利男		
	三方上中郡若狭町世久見第13号21番地	渡辺 高章		
	三方上中郡若狭町世久見第15号17番地	河岡 将一		
	小浜市西小川第9号15番地	服部 浩治		
	小浜市西小川第9号11番地	川代 宣行		
定第36号	小浜市西小川第9号8番地	庄司 匡希	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	小浜市西小川第9号22番地	角谷 幸夫		
	小浜市西小川第8号17番地	川代 雅和		
	小浜市西小川第9号14番地	北村 ミヨ		
	小浜市西小川第9号21番地	瀬戸 清太郎		
	小浜市西小川第9号23番地	中島 一男		
	小浜市西小川第6号2番地	中山 隆弘		
	小浜市西小川第9号9番地	仲村 工		
	小浜市西小川第9号7番地	村上 美良		
	小浜市西小川第9号15番地	服部 浩治		
定第37号	小浜市西小川第9号11番地	川代 宣行	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	小浜市西小川第9号8番地	庄司 匡希		
	小浜市西小川第9号22番地	角谷 幸夫		
	小浜市西小川第8号13番地	川代 雅和		
	小浜市西小川第8号17番地	北村 ミヨ		
	小浜市西小川第9号14番地	北村 宗治		
	小浜市西小川第9号21番地	瀬戸 清太郎		
	小浜市西小川第9号23番地	中島 一男		
	小浜市西小川第6号2番地	中山 隆弘		
	小浜市西小川第9号9番地	仲村 工		

定第38号	小浜市宇久第6号3番地	谷久 肇	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	小浜市宇久第6号19番地	新谷 正成		
	小浜市宇久第6号9番地	宇久定置網有限公司		
	小浜市宇久第6号27番地	堂本 純一		
	小浜市宇久第5号12番地の1	濱上 和幸		
	小浜市宇久第6号24番地	山下 勝治		
	小浜市宇久第6号25番地	山根 典子		
	小浜市泊第15号9番地の1	鶴田 雅人		
	小浜市泊第12号30番地	高橋 彦之介		
	小浜市泊第13号14番地	岸本 三次		
	小浜市泊第11号38番地	清水 令二		
	小浜市泊第11号35番地	大谷 信太郎		
	小浜市泊第15号20番地	大谷 四郎		
定第50号	小浜市泊第12号7番地	波濤 巧	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	小浜市泊第11号23番地	深田 幸宏		
	小浜市泊第11号24番地	池田 茂則		
	小浜市泊第11号15番地	波濤 正美		
	小浜市泊第7号22番地	大森 和良		
	小浜市泊第7号23番地	品川 憲治		
	小浜市泊第12号1番地	山崎 良繁		
	小浜市泊第12号6番地	宮城 豊基		
	小浜市泊第11号27番地	高垣 守		
	小浜市泊第7号25番地	宮城 誠		
	小浜市泊第11号19番地の1	鶴田 武志		
	小浜市泊第15号9番地の1	そとも定置網有限公司		
	小浜市泊第15号9番地の1	鶴田 雅人		
小浜市泊第12号30番地	高橋 彦之介			
小浜市泊第13号14番地	岸本 三次			
小浜市泊第11号38番地	清水 令二			
小浜市泊第11号35番地	大谷 信太郎			
小浜市泊第15号20番地	大谷 四郎			
小浜市泊第12号7番地	波濤 巧			

定第51号	小浜市泊第11号23番地	深田 幸宏	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
	小浜市泊第11号24番地	池田 茂則		
	小浜市泊第11号15番地	波濤 正美		
	小浜市泊第7号22番地	大森 和良		
	小浜市泊第7号23番地	品川 憲治		
	小浜市泊第12号1番地	山崎 良繁		
	小浜市泊第12号6番地	宮城 豊基		
	小浜市泊第11号27番地	高垣 守		
	小浜市泊第7号25番地	宮城 誠		
	小浜市泊第11号19番地の1	鶴田 武志		
小浜市泊第15号9番地の1	そとも定置網有限公司			
定第52号	大飯郡おおい町大島51号29番地	有限会社大島定置	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第53号	大飯郡おおい町大島51号29番地	有限会社大島定置	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第55号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第56号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第57号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第58号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第60号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第1号	福井市菜崎町第14号32番地	越廼漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第2号	福井市菜崎町第14号32番地	越廼漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	漁港区域においては、漁港管理者が養殖 筏等の設置について必要な指示をした場 合は、当該指示に従わなければならない。
区第3号	南条郡南越前町甲楽城7号33番地の1	河野村漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第5号	南条郡南越前町甲楽城7号33番地の1	河野村漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第6号	南条郡南越前町甲楽城7号33番地の1	河野村漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第7号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第8号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第10号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第11号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第12号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第13号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第15号	敦賀市蓬萊町17番地19号	敦賀市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし





区第66号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第67号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第68号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第70号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第71号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第72号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第73号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第75号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第76号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第77号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第78号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第80号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第81号	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第82号	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第83号	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第85号	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第86号	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第87号	大飯郡大飯町大島第83号3番地	大島漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第88号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第100号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第101号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第102号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第103号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第105号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第106号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第107号	小浜市川崎三丁目16番地	小浜市漁業協同組合	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
区第200号	小浜市甲ヶ崎第24号13番地	野村 雅人	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	いかだ敷設統については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第201号	小浜市甲ヶ崎第24号13番地	野村 雅人	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	いかだ敷設統については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第202号	大飯郡おおい町犬見第31号28番地	有限会社 間宮真珠養殖場	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	いかだ敷設統については、別途指令する指示に従わなければならない。

区第203号	大飯郡高浜町塩土第5号1番地	若狭高浜漁業協同組合	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	なし
区第205号	大飯郡おおい町犬見第6号26番地の1	若狭大月真珠養殖株式会社	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	いかだ敷設統については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第206号	大飯郡大飯町犬見第6号26番地の1	若狭大月真珠養殖株式会社	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	いかだ敷設統については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第207号	大飯郡大飯町犬見第31号28番地	有限会社 間宮真珠養殖場	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	いかだ敷設統については、別途指令する指示に従わなければならない。
区第208号	大飯郡大飯町犬見第31号28番地	有限会社 間宮真珠養殖場	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	いかだ敷設統については、別途指令する指示に従わなければならない。

令和五年九月一日発行  
発行人 千九一〇一八五八〇  
福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県